

令和5年第12回別府市農業委員会総会議事録

日時 令和5年12月8日(金)午後3時00分

場所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次第

日程第1議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第2号

非農地証明願いについて

追加議案

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)

出席農業委員 7名

1番	久保 賢一	2番	後藤 利夫
3番	彌田 和好	4番	齊藤 孝一
5番	久恒 美千代	6番	星野 賢一
7番	小畑 義宏		※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 7名

中部地区	佐藤 進蔵	亀川地区	恒松 はつみ
朝日地区	伊藤 博文	東山1地区	大野 基
東山2地区	大野 泰徳	浜脇地区	安部 憲次
内成地区	園田 喜久男		

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後3時 00 分 開会

(局長)只今より令和5年第12回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。さて、先月の天間地区であった「湯のまち棚田マルシェ」にご参加された方はお疲れさまでした。当日は300人ほどの参加者があり、大変盛況でございました。地元といたしましても大きな自信になりました。来年度も、もちろん開催されますが、2年後には「第30回全国棚田サミット」が九州で初めて開催するとのことでございます。これは私達の農産物を全国にアピールする良い機会でもございますので、皆で盛り上げていきたいと思っています。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(会長)ご異議がないようでありますので、4番職務代理人、5番委員をご指名いたします。よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の審議に入ります。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思っております。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 贈与人 別府市の方、受贈人も別府市の方です。農業振興地域外、申請の土地、大字内竈、田、樹園地、753㎡、外1筆、計889㎡です。申請の事由、贈与人、加齢と共に維持管理が難しくなり、今後の耕作等が困難になると予想されるため。受贈人、親類が所有している農地に隣接しており、効率的な耕作が可能。総会資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。既に所有している農地2筆にはみかんを植えており、今回申請の土地にもみかんを植えたいとのこと。4ページが字図、5ページが位置図、6ページが航空写真です。それぞれピンクのマーカで印をつけているところが申請された土地です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の7番委員から補足説明

をお願いいたします。

(7番委員)自分が持っている土地はみかんを植えており、しっかり管理されているので、農地が増えても問題ないと思います。以上です。

(議長)只今、7番委員からの補足説明が終わりました。申請番号1について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、議案第2号非農地証明願について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号 申請番号1 申請人 福岡県北九州市の方 農業振興地域外、申請の土地 亀川中央町、田、現況 雑種地、29㎡です。申請地の状況 駐車場、理由、登記名義人が昭和 21 年死亡のため不明。法定相続人の1人である申請人は、登記名義人のひ孫にあたり、現在の住まいも遠方であり、今までの経緯はわからないとのこと。転用又は耕作放棄された年月については、平成 9年 10 月頃にアパートが建てられているので、おそらくその時にアパートの駐車場の一部として利用され始めたのだろうとのこと。総会資料をご覧ください。7ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。8ページが字図、9ページが位置図、それぞれピンクのマーカーで印をつけているところが申請の筆です。10ページが航空写真、中央部の赤枠部分が申請された土地です。11ページが現地確認していただいた時の写真です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)先程事務局の説明のとおりで、長年駐車場として使用されてきました。申請地は狭いですが、周りの状況も農地ではなく、致し方ないと思います。

(議長)只今、3番委員からの補足説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(事務局)はい、議長よろしいでしょうか。ここで一件追加議案を提出させていただきたいとぞんじます。お手元にワンペーパーにて配布しております議案でございます。農地中間管理機構を介した農地の解除条件付き契約の承認についてです。農林水産課より決定承認についての文書を農業委員会の方で受けていましたが、申請者の方から期間設定についての相談があり、事務局の方で保留させていただいておりました。事務局に公示漏れがございましたので、契約の開始が1月1日からでありますことから、本日の総会にて審議をお願いすることといたしました。よろしく願いいたします。

(議長)ただいま事務局の方から説明がございましたが、追加議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を追加審議することについて、よろしいでしょうか。

(各議員)異議なし

(議長)それでは、追加議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは、内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは追加議案をご覧ください。追加議案 申請番号1 貸付人別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域内。大字野田の2筆は農用地区域外、賃借権を設定する土地、大字野田、田、現況田、1,864㎡のうち760㎡、外8筆、計14,380㎡のうち12,540㎡です。借受後の経営作目 果樹、水稻、機構の借受期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸し付けについて、市町村が適当であると認めるもの。説明は以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、朝日地区の農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。

(朝日地区委員) 先月の 18 日土曜日に会長と天間及び湯山の現地を確認致しました。天間については水田として利用されていますし、湯山についてはハウスにて南国フルーツの栽培がされていました。

(議長) 只今、担当推進委員からの補足説明が終わりました。追加議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(2番委員) 果樹については何が植えられているのですか。

(朝日地区委員) 温泉熱にてバナナやパイナップル、マンゴーの栽培をしています。

(2番委員) これからするのではなく、もう始めているのですね。

(事務局) 現在個人で栽培しているのを、法人に貸し付けるということです。

(2番委員) よくわかりました。

(6番委員) いつ受付をしたのですか。

(事務局) 11月15日に受付をしたのですが、議案に入れ忘れていたため、追加で提出した次第です。よろしくお願いいたします。

(6番委員) わかりました。

(会長) 他にございませんか。他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、追加議案について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。追加議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略します。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)第4条第1項第7号の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問もないようであります。報告第2号「農地法第18条第6項の規程による賃貸借権の解約受理について」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後3時 54 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____